

# 耐震診断・耐震設計・耐震改修について

## 耐震性の確保は、居住する人や使用する人の生命や財産を守るうえで重要です

昭和 56 年 6 月 1 日に改正された建築基準法では、地震に対する耐震の基準が強化されましたが、これ以前に建てられた住宅・建築物は、現行の耐震基準を満たさない場合があります。阪神淡路大震災、鳥取県西部地震などの大地震では、耐震性を満たさない住宅・建築物の多くが被害を受けました。

鳥取市では、耐震診断・補強設計・耐震改修について補助金の制度を創設していますので、耐震化に役立ててください。

### 補助の対象（以下の全ての要件を満たすもの）

- ・昭和 56 年 5 月 31 日以前に建築済みまたは建築に着手されたもの
  - ※木造一戸建ての住宅は平成 12 年 5 月 31 日以前に建築済みまたは建築に着手されたもの（平成 12 年 6 月 1 日以降に、上階への増築、構造上一体で既存建築物の床面積の 20 分の 1 を超える増築を行った場合は対象から除きます）
- ・建築基準法に基づく違反建築物の措置を命じられていないもの

## 一戸建ての住宅

### 無料耐震診断

#### 対象建築物

- ・木造の一戸建て住宅（プレハブ造・ツーバイフォー工法等は対象外、附属家・離れは対象外）
- ・2階建て以下
- ・延べ面積 280 m<sup>2</sup>以下
- ・その他の条件、申込方法等は、木造住宅無料耐震診断募集案内をご覧ください。

### 有料耐震診断

#### 対象建築物

- ・一戸建ての住宅（プレハブ造は対象外）

#### 補助金の額

- ・耐震診断費（表 1 の区分による補助対象事業費が上限）の **3分の2**

表 1

区分	条件等	補助対象事業費	補助金の上限
木造	設計図書あり	170,000 円	114,000 円
	設計図書なし	204,000 円	136,000 円
非木造	第二次診断法以上の診断法で行うこと	204,000 円	136,000 円

10.8 万円→11.4 万円  
(13.3 万円→13.6 万円)  
に拡充しました！

※木造の一戸建ての住宅は、有料耐震診断の申請と同時に補強設計の申請ができます。

## 耐震設計

### 対象建築物

- ・木造の一戸建ての住宅（プレハブ造は対象外）
- ・耐震診断を行い、耐震性が不足していると判定されたもの（評点  $I_w$  が 1.0 未満のもの）（有料診断と同時に申請する場合を除く）

### 補助金の額

- ・耐震設計費（表 2 による補助対象事業費が上限）の 2 分の 1

区分	条件等	補助対象事業費	補助金の上限
木造	補強後の判定値 ( $I_w$ ) が 1.0 以上	320,000 円	160,000 円

### 工事費を安くするために・・・

#### 1 耐震設計は精密診断で行いましょう

一般診断で行う場合と比較して、耐震設計費は高くなりますが、工事費が安く済む場合があります。耐震設計を行う建築士と協議してください。

#### 2 住宅を強くして安く補強する工法（低コスト耐震改修工法）があります

**特徴** ・既存の壁や床・天井を壊さず補強できる

- ・外壁撤去を行わず、外部から補強できる
- ・工事費や工期が少なくて済む

**メリット** ・少ない費用で安心を得られる

- ・生活にあまり支障を生じることなく工事を行うことができる
- ・あまり手間がかからず、施工期間を短縮できる

※鳥取県のホームページ (<https://www.pref.tottori.lg.jp/262445.htm>) もご覧ください。



鳥取県  
ホームページ

## 耐震改修工事

### 対象建築物

- ・木造の一戸建ての住宅（プレハブ造は対象外）
- ・耐震診断を行い耐震性が不足していると判定されたもの（評点  $I_w$  が 1.0 未満のもの）で、補強設計が完了しているもの

### 補助金の額

- ・耐震改修工事費の 5 分の 4（表 3 の補助金の上限まで）

※令和 2 年度までに補強設計の補助を受けたものについては耐震改修工事費の 23% で 97.9 万円まで

区分	条件等	補助対象事業費	補助金の上限
木造			1,400,000 円

## 除却工事

### 対象建築物

- ・木造の一戸建ての住宅（プレハブ造は対象外）
- ・耐震診断を行い耐震性が不足していると判定されたもの（評点  $I_w$  が 1.0 未満のもの）又は別に示す「容易な耐震診断調査」により倒壊の危険性があると判断されたもの

### 補助金の額

- ・除却工事費（表 4 の補助対象事業費が上限）の 23%

区分	条件等	補助対象事業費	補助金の上限
木造		4,254,000 円	979,000 円

## 共同住宅、長屋、マンション\*、一般建築物

\*マンションとは、共同住宅のうち耐火建築物又は準耐火建築物であって、延べ床面積が1,000㎡以上、かつ、地階を除く階数が原則として3階以上のものをいいます。

### 耐震診断

#### 対象建築物

- 共同住宅、長屋、マンション、一般建築物

#### 補助金の額

- 耐震診断費（表5の補助対象経費の算定により算出した額で補助対象事業費が上限）の3分の2  
表5

区分	補助対象経費の算定	補助対象事業費	1棟あたり補助金の上限
共同住宅、長屋、マンション、 一般建築物	4,580円/㎡	300万円	200万円

### 耐震設計

#### 対象建築物

- 共同住宅、長屋、マンション、一般建築物
- 耐震診断により耐震性が不足していると判定されたもの（評点Iwが1.0未満、Isが0.6未満のもの）

#### 補助金の額

- 共同住宅、長屋  
耐震設計費（表6の補助対象経費の算定により算出した額で補助対象事業費が上限）の2分の1
- マンション、一般建築物  
耐震設計費（表6の補助対象経費の算定により算出した額で補助対象事業費が上限）の3分の2  
表6

区分	補助対象経費の算定	補助対象事業費	1棟あたり補助金の上限
共同住宅、長屋	32万円/戸	400万円	200万円
マンション、 一般建築物	4,580円/㎡	300万円	200万円

### 耐震改修工事

#### 対象建築物

- 共同住宅、長屋、マンション、一般建築物
- 耐震診断により耐震性が不足していると判定されたもの（評点Iwが1.0未満又はIsが0.6未満のもの）で、補強設計が完了しているもの

#### 補助金の額

- 共同住宅、長屋  
耐震改修工事費（表7の補助対象経費の算定により算出した額で補助対象事業費が上限）の5分の4
- マンション、一般建築物  
耐震改修工事費（表7の補助対象経費の算定により算出した額で補助対象事業費が上限）の23%  
表7

区分	補助対象経費の算定	補助対象事業費	1棟あたり補助金の上限
共同住宅、長屋	175万円/戸	525万円	420万円
マンション	51,700円/㎡	1,800万円	414万円
一般建築物	57,000円/㎡	1,800万円	414万円

注) 補助対象となる一般建築物の耐震改修工事は、延べ床面積が1,000㎡以上、かつ、災害時に重要又は多数に危険が及ぶ建築物に係るものです。

## 補助事業の流れ

申請書の様式は、鳥取市ホームページからダウンロードできます。また、窓口でも配布していますのでお問い合わせください。

補助事業（耐震診断、耐震設計、耐震改修工事、除却工事）の申請準備から補助金の支払いまでの流れを示しています。申請人が行う部分は番号（①～⑥）です。

### ① 見積書の受領



・補助事業を請けてもらう業者に見積り依頼し、見積書を受け取ってください。

### ② 補助金の交付申請



・申請書に記入し、必要書類をそろえたうえで、提出してください。  
・委任状があれば代理人による申請ができます。

補助金交付決定通知



### ③ 補助事業の契約・着手



・補助金交付決定日以前に契約、着手すると補助の対象になりません。

### ④ 事業の完了



・事業が完了したら、請負者に費用を支払い、領収書を受け取ってください。

### ⑤ 事業の実績報告及び完了届



・完了届は、耐震改修工事・除却工事に必要です。

補助額の確定通知



### ⑥ 補助金請求



・口座振込依頼書、補助金等交付請求書を提出してください。

補助金の支払い



鳥取市 耐震補助

お問い合わせ先 鳥取市役所都市整備部建築指導課  
鳥取市幸町 71（本庁舎 5 階 51 番窓口）  
TEL 0857 - 30 - 8362